

要介護状態が審査、認定されます

3 審査・認定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。

一次判定（コンピュータ判定）

公平に判定するため、訪問調査の結果はコンピュータで処理されます。

特記事項

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

主治医の意見書

かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

二次判定（介護認定審査会）

市区町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



4 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に分けて認定されます。

- **要介護1～5**→介護保険の介護サービスが受けられます
- **要支援1・2**→介護保険の介護予防サービスが受けられます
- **非該当**→地域支援事業の介護予防事業が利用できます

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期限は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了の60日前から受け付けます。

要介護状態区分

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

要支援 1

要支援 2

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など

非該当

生活機能の低下により、将来的に要支援などへ移行する危険性がある人で、特定高齢者（30ページ）の候補者となります。

介護保険のサービスは、利用できません。

介護サービス
(介護給付)
を利用できます

介護予防サービス
(予防給付)
を利用できます

介護予防事業
(地域支援事業)
を利用できます

14ページへ

20ページへ

30ページへ